

議 事 日 程

令和6年第2回浜中町議会臨時会

令和6年7月17日午前10時00分開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第54号	令和6年度浜中町一般会計補正予算（第2号）

(開会 午前10時00分)

開 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和6年第2回浜中町議会臨時会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番谷村敦議員及び9番成田良雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第3、諸般報告をします。

まず、本臨時会に付された案件は、お手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） おはようございます。

本日、第2回浜中町議会臨時会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

6月の17日から20日までの4日間、琵琶瀬・仲の浜・新川・暮帰別地区での津波避難タワー建設に係る住民説明会を開催しております。

この説明会は、本年2月に完了した津波避難タワー基本設計に基づき、タワーの概要や建設予定地、避難エリア、概算事業費、ランニングコストなどの内容を説明するとともに、本町における防災対策に対し、地域の皆さんからのご意見を伺ったもので、開催地区全体で103名の方のご出席をいただいております。

説明会では地域の皆さんから避難タワーの仕様や建設後の運用などについて忌憚のないご意見をいただきましたが、各地区ともおおむねご理解をいただいたものと考えております。また、説明会で出された様々な意見、提言については今後の防災対策の課題として対応させていただくこととしていますが、千島海溝沿い巨大地震、津波が切迫していると言われる中で、スピード感を持って緊急事業計画の着実な実施に努めてまいります。

6月26日、厚岸町生活改善センターにおいて、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会通常総会が行われ、令和5年度の事業、収支決算報告及び令和6年度の事業計画、収支予算が提案され、全会一致で承認されたところでございます。

令和6年度の事業計画は、アフターコロナを見据えた観光施策のほか、道東自動車道や北海道横断自動車道の新たな開通に向けて、さらなる広域連携によるPRや情報発信事業等の展開、また、航空路線やJR花咲線など、観光客が利用する交通手段を活用して本地域への誘客を推進するものでございます。

また、同日、厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会総会が行われ、3町広域観光推進協議会通常総会同様、令和5年度の事業、収支決算報告及び令和6年度の事業計画、収支予算が提案され、同じく全会一致で承認されたところでございます。

令和6年度の事業計画では、令和3年3月に指定された国定公園の認知度の向上を図るとともに、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町の強みである食、自然環境などの環境素材をPRするための観光物産展や情報発信、さらには、それぞれの町村の特徴を生かした道東圏域での広域連携による観光周遊ルートを形成し、国定公園を活用した観光客を誘客する取組などについて推進することを確認したところでございます。

6月の28日、29日の2日間、第34回北前船寄港地フォーラムinひがし北海道・くしろが釧路市観光国際交流センターをメイン会場に、太平洋側の自治体としては初めて開催されました。

本フォーラムは、江戸時代に物流のネットワークと地域間交流の役割を担っておりました北前船の伝統を現代に生かし、関係自治体が連携して魅力を発信し、地方創生に寄与することを目的としており、これまで全国各地で開催されてきました。

28日は、フォーラム開催に当たり前夜祭が開催され、国会議員をはじめ、全国から自治体や観光関係者、EU各国の大使館関係者など、約380名が出席し、地域の歴史や文化などについて語りながら交流を深めました。

翌29日は、地域の活性化に向けた課題解決に取り組む第5回地域連携研究所大会が開催され、全国から、国、自治体や観光関係者など、約500名が出席する中、楽天グループの三木谷浩史会長兼社長による特別講演などが行われ、様々な地域振興の取組事例を参加者らと共有しました。

また、道東地域におけるアドベンチャートラベルや「昆布と和食のすばらしさ」と題した浜中漁業協同組合の山崎組合長らによるトークセッションを通じ、釧路地域が持つ様々な可能性に改めて気づかされたところでもあります。

なお、28日の前夜祭開催前、フォーラムに出席される道外からの関係者約40名がJR浜中駅に立ち寄った際に、町として歓迎の横断幕を掲げてお出迎えをしました。短時間ではございましたが、本町の味覚を添えまして、魅力をPRさせていただいたところでもあります。

7月の5日と8日及び9日の3日間の日程で、釧路・根室管内の首長が参加し、令和6年度釧路トライアングル整備構想連絡会議の要望活動が実施されました。この要望活動は、高規格道路をはじめとした道路整備を通じて、釧路・根室地域における災害対策の強化や地域間連携を一層促進することを目的とし、毎年実施されているものであります。

5日は釧路市において釧路開発建設部及び釧路建設管理部へ、8日は札幌市において北海道庁及び北海道開発局へ、さらに、9日は、東京都において、道内選出国會議員11名をはじめ、国土交通省北海道局及び道路局への要望活動を実施し、地域における道路の必要性を訴えてきたところでもあります。

道路整備に関する各種要望活動には引き続き積極的に参加し、北海道横断自動車道釧路―根室間の建設を含め、本町が関係する道路整備についてはその必要性を強く訴えてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） さきの議会から主なものについてご報告いたします。

6月18日の浜中中学校を皮切りに、町内の小・中・高校7校において、各学校の教職員と教育長との面談を実施しております。

この面談を通じて、チーム浜中の意識化を図ること、特に、教職員の今後のキャリア形成に向けての情報を聞かせてもらうとともに、教職員のメンタルチェックを推進しているところでもあります。今後は、7月25日の浜中小学校での面談をもって終了いたします。

29日、30日には、地域みらい留学高校進学合同説明会フェス in 東京が東京流通センターを会場に2日間にわたり開催され、初めて霧多布高校が参加いたしました。現地に

は、説明スタッフとして、霧多布高校から、生徒2名、学校長、教務主任、委員会からは教育長が参加いたしました。

本年度の地域みらい留学への参加高校は138校で、今回の東京会場には88校が参加し、来場者数は2日間にわたり490組、1000人ほどあり、各参加校のブースへの2日間の平均来場者数は28組で、本霧多布高校のブースには、1日目は14組、2日目は11組が訪れ、2日間で25組で、平均値には及びませんでした。霧高のブースに訪れた来場者からは、学校の特色や現地の状況、そして下宿先の様子などを熱心に尋ねられ、スタッフも、来場者から、進学に向けての手応えとともに、改めて学校の魅力化に向けた取組の大切さに気づかされたと話しておられました。

7月2日には総合文化センターがリニューアルオープンいたしました。オープン以降、幅広い世代の町民や多くの観光客が来場されております。また、新設したキッズコーナーでは、連日、多くの子どもたちが集い、にぎわいを見せており、子育て世代の交流スペースとしての活用も図られているようです。町の文化活動や情報発信の拠点として今後の活用を期待しているところであります。

9日、10日、11日、12日には、浜中町学校適正規模・適正配置基本計画素案の住民説明会を4会場に分けて、学校、PTAや地域住民の皆さんに説明し、意見交換を通じて本計画素案の理解と協力を求めていくため、開催いたしました。

参加者数は、浜中小学校会場が21人、散布小中学校会場が25人、茶内小学校会場が18人、霧多布地区総合文化センター会場が27人で、合計91人に上りました。

質疑応答では、義務教育学校と小中一貫校の違いや素案で示された小中一貫学校に向けた検討の期限は設けられているのか、あるいはまた、小中連携教育制度の導入に向けての道筋はどうするのかという質問がございました。

本計画素案への意見につきましては、特に反対意見は出されず、霧多布中学校の霧多布小学校への計画など、おおむね素案を受け入れられており、次の段階に向けて、教育委員会が基軸となり、学校、保護者、地域に情報提供をするなど、丁寧に時間をかけて進めてほしいなど、建設的な意見が占められました。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議案第54号 令和6年度浜中町一般会計補正予算（第2号）

○議長（落合俊雄君） 日程第5、議案第54号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第54号令和6年度浜中町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、政府の総合経済対策として実施される低所得世帯支援及び定額減税補足給付に係る経費の追加について、補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、3款民生費、住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金に要する経費で、令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税世帯への給付金及び給付に係る経費として551万2000円を追加、定額減税補足給付に要する経費で、定額減税し切れないと見込まれる方への補足給付金及び給付に係る経費として4008万5000円を追加、以上により、今回の補正額は4559万7000円となります。

一方、歳入は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、歳出同額の4559万7000円を充て、定額減税で発生する町民税の減収分は地方特例交付金で補填することとしております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は93億3753万6000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第54号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） このたびの補正については、政府の総合経済対策の一貫と受け止めておりますし、事前にも説明があったところでございます。

今回の補正についてですけれども、住民税非課税等物価高騰支援給付金に要する経費の負担金、補助及び交付金の補助金の給付金500万円について、また、その下の定額減税補足給付に要する経費の18節負担金、補助及び交付金の補助金3800万円について質問したいと思います。

まず、住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金に要する経費の500万円についてです。

対象者は、新たに令和6年度住民非課税者のみで構成される世帯の世帯主と新たに令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯の世帯主を対象とするということでお聞きをしております。給付額については、1世帯当たり10万円、プラスして、18歳以下の児童1人当たり5万円を、令和6年6月3日を基準日として、8月上旬までに対象者へ確認のための通知文書を発送するというで聞いておりますが、そのように捉えていいのかわか、簡潔に答えていただきたいです。

それから、対象世帯数です。

また、8月上旬までに給付されるということについて、どのようなスケジュールで行われるのか、それについても簡潔にお答えいただきたいと思っております。

次に、定額減税補足給付に要する経費についてです。

この予算については、定額減税し切れないと見込まれる方の予算3800万円の計上だと思っておりますけれども、対象者は何名いるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

また、定額減税の調整給付モデルケースを多分作成されていると思っておりますので、例えば、

給与所得者の年収を200万円に限定してですが、単身者の場合と扶養家族として配偶者1人、子ども2人の標準的家庭である4人家族の場合について調整給付額は幾らになるか、お知らせをいただきたいです。

あわせて、年金所得者もおりますので、年金所得者についても年収を200万円として、単身者の場合と扶養家族で配偶者1人の場合の調整給付額は幾らになるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） まず初めに、8ページの住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金に要する経費の給付金500万円についてです。

まず、対象者数は、非課税世帯として16世帯、均等割世帯として25世帯、合わせて41世帯ということで、この分で410万円となります。そして、子ども加算ということで、18歳以下のお子さんをお持ちの非課税均等割世帯についてですが、18世帯ありますので、この分で90万円であり、合わせて500万円となります。

スケジュールの関係については6月定例会の前に全員協議会でお話しさせてもらったのですが、その後、データの抽出等の作業をし、発送準備もほぼ終わっております。このたびの議会の補正が終わりましたら、今月中には支給対象者に確認書という案内を出す予定にしております。

過去に給付金を給付した口座番号を中に書いていますので、本人に確認してもらいます。変更があれば提出書類が要りますので、そうした際の記載例等も含め、今月中には送れると思っています。返信封筒も入っていますので、そのままチェックだけ入れてもらって提出してもらえれば、送付してから1か月以内となっていますけれども、なるべく事務を早めたいなと思っています。案内には1か月以内と記載していただいておりますので、8月の中旬ぐらいまでには1回目を出せるのではないかと考えております。

続きまして、下の定額減税補足給付金に要する経費についてです。

議員がおっしゃったとおり、6月から住民税と所得税の定額減税が始まっていますが、この分が引き切れなくて減税の恩恵を全て受けられなかった方に対し、国では調整給付と言っておりますけれども、補足給付金分の見込みとなります。

今、データを抽出し、若干の修正等もしながらやっています。最初は8月上旬とご案内をしたのですが、データの修正等も含めて時間がかかるということで、確認書の送付は8月中旬ぐらいなるかなと思います。

対象人数については、世帯ではなく、納税者といいますか、税金を納めた方が対象で、この分を950人と見込んでおります。

次に、給付のスケジュールについてです。

確認通知書では1か月以内となっていますけれども、計50人の分がまとまり次第と考えております。口座が書いているものはそのままいけるかなと思いますけれども、ある程度の期間を区切りながらスピーディーにやりたいなと思っています。通知では1か月以内

としていますけれども、後日、改めて、いつ振り込みますよという通知もしますので、それで確認していただこうと考えております。

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 補足給付金の四つのケースについてご説明いたします。

まず、給与所得者で単身の場合ですが、200万円で推計しますと調整給付金は1万円となります。次に、扶養ありで4人家族の場合は、200万円ですと調整給付金が13万円となります。次に、年金所得者の単身の場合は、200万円ですと調整給付金が2万円となります。最後に、1人の扶養ありの年金所得者の方の場合は調整寄附金が5万円となります。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 最初の500万円のことは、スケジュールも含めて了解をいたしました。

私は対象世帯数と言ってしまいました。申し訳ございません。納税者が950人いるということで理解をいたしました。

給付金については1か月以内に振り込まれるということで、それについても理解をしたところであります。

それから、定額減税の補足給付に要する経費についてです。

今、本当に簡単にお答えをいただきました。200万円の場合、単身者は1万円、4人家族の場合については13万円になるのですが、所得税で補足されない部分が幾らあって、住民税で補足されない部分が幾らあって、合わせて1万円を切り上げることによって13万円になると理解をしているのですが、そこをもう一度説明していただけますか。

また、定額減税のモデルケースとして、今、200万円ベースでご説明をいただきましたけれども、住民の中には、例えば、単身の方でも300万円の収入がある人がいたり、年金生活者の方もいるということで、直接聞きたいという方も多くいると思います。その窓口は税務課長のところになるのでしょうか、保健福祉課長のところに対応するのでしょうか。

住民としては、非課税世帯なのだけれども、あるいは、均等割世帯なのだけれども、自分はどのくらい戻ってくるか知りたいと詳しく思うのです。ですから、その窓口だけお知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） お答えいたします。

先ほどの四つのケースの単身の場合ですが、所得税で定額減税し切れない額が2400円という計算になります。しかし、1万円未満は全て切上げということで1万円になるということでございます。

続いて、4人家族の場合は、定額減税し切れない額が所得税で11万1400円、住民税で1万2800円、合わせて12万4200円になります。よって、調整給付金は13

万円ということになります。

年金単身者の場合は、所得税で減税し切れない額が1万4800円で、住民税では0円です。よって、合計1万4800円となりますが、切り上げまして調整給付金が2万円となります。

最後に、扶養に配偶者1人がいる方の年金の場合は、所得税で4万4150円の減税し切れない額が出ます。住民税では0円です。合わせて4万4150円が減税し切れない額となり、これも切り上げまして調整給付額が5万円となります。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 窓口の関係についてです。

今回の定額減税の補足給付につきましては、税のデータを基に課税状況と所得税の状況などのデータを抽出して対象となる給付額を算定することになります。これについては税の関係となり、システムの運用も税務課でやっています。例えば、扶養控除の関係も、扶養が何人かとか、給付金の算定の基になるものについても税務課でやっています。

給付のこと、一般的な給付の時期や手続、口座のこと、また、周知関係や確認書の送付などの準備は税務課と協力してやるのですけれども、給付は健康福祉課の社会福祉係になります。税に関わること、定額減税については、税務課と連携しながら対応するという事です。

引き切れない額はこれですよなど、確認書には税の金額だけが書いているのです。定額減税を受ける額が12万円で、現在、4万円しか所得税を納めていないので、残り8万円が給付対象になりますよという通知の仕方になりますので、扶養人数や具体的なことは税のほうで対応してもらうことになります。申告の変更などもありますけれども、給付と定額減税が混ざっているものですから、連携しながらやっていきたいと思えます。

受付期間のお話をさせてもらいますと、令和6年10月31日までが確認書の提出期日になっておりまして、11月いっぱいまでには給付を終えたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 簡潔にお答えをいただきたいと思っておりますけれども、聞き取れない部分もあったので、確認をさせていただきます。

税の中身に係ること、扶養が何人いるか、配偶者がいるかなどをチェックするためには、税務の申告書や年末調整の記録を見ながらやるので、税務課で対応をする、それ以外の給付に関する部分は福祉保健課の社会福祉係で対応するという事でよろしいですか。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 議員がおっしゃるとおり、税に関わることについては税務課が照会し、対応します。そして、給付金を振り込むなど、給付の手続については健康福祉課の社会福祉係で対応したいと思います。広報も含め、遺漏なくやっていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) これで質疑を終わります。

これから議案第54号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長(落合俊雄君) お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

これをもって令和6年第2回浜中町臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時37分)